

一般社団法人 日本ユニバーサルカラー協会 ボランティア規約

1. 一般社団法人日本ユニバーサルカラー協会会員は、本会主催のカラーワーク及びカラー&メイクのボランティア活動に参加することを認める。本会主催のボランティアに見学、参加する場合は「UNICA ボランティア登録」を行なう必要がある。
2. ボランティア保険および社会福祉協議会への登録等は、各地区の規則に従い行なうこととする。
3. ボランティア活動の参加、見学にあたっては、ボランティアリーダーまたは各支部スタッフの指示に従うこと。
4. カラーワークボランティア登録のうち、ボランティアリーダーは、色彩心理実践講座修了者またはそれに相当する知識を有する者であり、カラーワークのボランティア活動の企画・実施を認める。その判断は各支部長が行ない本部の承認を得るものとする。
5. カラー&メイクボランティア登録のうち、ボランティアリーダーは、カラー&メイク実践講座修了者またはそれに相当する技術を有する者であり、カラー&メイクのボランティア活動の企画・実施を認める。その判断は各支部長が行ない本部の承認を得るものとする。
6. ボランティア登録者は、本会スタッフとして単独でもボランティア活動の企画・実施を認める。ただし単独での企画・実施にあたっては、本部の承諾を得た企画のみ実施可能となる。承諾を得ていない企画・実施については、本会の名称および資料を使用してはならない。また、実施場所に関しては、各支部、本部への報告の義務がある。
7. 交通費に関しては、実施場所の規定に従う。また、ボランティアに要する必要経費については原則的に自己負担とする。ただし、助成および補助が得られた場合はその限りではない。
8. 登録取り消し:「UNICA ボランティア登録」の取り消しは任意であり、その場合は本部へ申請書を提出する。
9. 資格喪失: UNICA ボランティア登録者は次の事由によってその資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 本会より除名されたとき
 - (3) 死亡
10. 資格停止: UNICA ボランティア登録者がボランティア活動中に、次の各号のひとつに該当するときは、理事長が登録を取り消すことができる。
 - (1) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に著しく違反する行為があったとき
 - (2) 法令に違反する行為および公序良俗に反する行為
 - (3) 事務局が承認していない全ての営業行為と商用目的での利用行為
 - (4) ボランティア登録書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (5) 選挙運動もしくはこれに類似すると見なされる政治的勧誘行為
 - (6) 特定宗教の布教、勧誘と見なされる行為